

平成 23 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 OBARA株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 持田 律三
(コード番号 6877 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役 小原 康嗣
(T E L 0467-76-2000)

商号変更、本店所在地の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年7月25日開催の取締役会において、平成23年8月26日開催の臨時株主総会に商号変更及び本店所在地の変更を含む「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 商号変更

持株会社体制への移行に伴い、下記商号に変更するため、現行定款第1条の変更を行い、附則第1条をもって効力発生時期を明確にするものであります。

新商号： OBARA GROUP株式会社（英文表記： Obara Group Incorporated）

(2) 事業目的の変更

持株会社体制への移行に伴い、事業目的に経営管理等を追加するため、現行定款第2条の変更を行い、附則第1条をもって効力発生時期を明確にするものであります。

(3) 本店所在地の変更

当社は、経営効率の向上と経費削減を図るため、平成23年10月に神奈川県綾瀬市の本店所在地を神奈川県大和市に移転することを予定していることから、現行定款第3条の変更を行い、附則第1条をもって効力発生時期を明確にするものであります。

新本店所在地： 神奈川県大和中央林間三丁目2番10号 中央林間アネックス

(4) その他

- ① 株主総会の開催場所確保の観点から、総会の招集地を限定する現行定款第13条2項を削除。
- ② 経営の意思決定の迅速化のため、定款第19条の取締役の員数を10名から7名に削減。
- ③ 全般にわたり、文言の整備等、所要の変更。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	： 平成23年8月26日
定款変更の効力発生日（商号変更、事業目的の変更、本店所在地の変更を除く）	： 平成23年8月26日（予定）
商号変更、事業目的の変更、本店所在地の変更	： 平成23年10月3日（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>OBARA 株式会社</u>と称し、 英文では <u>OBARA CORPORATION</u> と 表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的 とする。</u></p> <p>(1)～(11) (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p><u>(12)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県<u>綾瀬市</u>に 置く。</p> <p>第4条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月 にこれを招集し、臨時株主総会は、必 要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 株主総会は、神奈川県内にて招集する。</u></p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(第20条以後省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、<u>OBARA GROUP 株式会社</u> と称し、英文では <u>Obara Group</u> <u>Incorporated</u> と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営む会社及び これに相当する事業を営む外国会社 の株式を所有することにより当該会社 の事業活動を支配又は管理すること、 ならびに次の事業を営むことを目的と する。</u></p> <p>(1)～(11) (現行のとおり)</p> <p>(12) <u>不動産の賃貸借及び管理</u></p> <p>(13) <u>商標権、特許権、実用新案権、意匠権 等の知的財産権の取得及びその管理 運用</u></p> <p><u>(14)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県<u>大和市</u>に 置く。</p> <p>第4条～第12条 (現行のとおり)</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月 にこれを招集し、臨時株主総会は、必 要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第18条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(第20条以後省略)</p> <p><u>附 則</u> 第1条 <u>本則第1条乃至3条の変更は、平成23 年10月3日から効力を生ずるものとし、 同日をもって附則本条を削除するもの とする。</u></p>

以上